

健康診断受診助成事業

【実施要領】

1. 助成対象者

- (1) 労働安全衛生法に定める定期健康診断を運転者に受診させる会員事業者
- (2) 助成対象の運転者は、岐阜県内の認可営業所に在籍する運転者で、社会保険に加入する被保険者
- (3) 受診期間は、**令和6年3月1日～令和7年2月28日**とする。

2. 助成金額及び助成限度

(1) 助成金額

運転者1名につき健診の内容により以下に定める額

- ①定期健康診断【1回目】 ※安衛則第44条：労働安全衛生規則第44条に基づく11項目
 - ・定期健康診断（安衛則第44条）・・・ 1人につき 2,500円
(健診料が2500円未満の場合は百円未満切り捨て)
 - ・定期健康診断（項目を省略）・・・ 1人につき 1,000円
- ②特定業務従事者健康診断【2回目】
 - ・深夜業務従事者の健康診断・・・ 1人につき 1,000円
- ③脳健診（脳MRI健診）※40歳以上の運転者
 - ・脳MRI健診（頭部MRI・MRA検査必須）・・・ 健診費用の1/2、上限10,000円
- ④心臓ドック※40歳以上の運転者
 - ・心臓ドック・・・ 健診費用の1/2、上限10,000円

(2) 助成限度

診断ごとに同一運転者につき1事業年度1回とする。

- ①定期健康診断【1回目】及び特定業務従事者健康診断【2回目】
 - ・岐阜県内の保有車両数〔R6.3.31日現在(被牽引車除く)〕まで
- ②脳健診（脳MRI健診）、心臓ドックは各々下記人数までとする。
 - ・車両保有台数30両未満 5名まで
 - ・ " 30両以上 10名まで

3. 予算 1,625万円

〔 会員事業者によって受診時期が異なることから申請期間内は全申請受付し、予算を超過する場合には他事業より流用し充当することとする。 〕

4. 助成金申請（請求）期間

令和6年4月22日（月）～ 令和7年3月3日（月）

【申請回数は、原則として1事業者につき1回】

< 助成のフローチャート >

